

<h1>高知県公報</h1>	発行
	高知県
	高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日
	毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次

規 則	ページ
◎高知県事務処理規則の一部を改正する規則	1

規 則

高知県事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和7年8月26日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第71号

高知県事務処理規則の一部を改正する規則

高知県事務処理規則（平成15年高知県規則第44号）の一部を次のように改正する。

別表第2中備考20を備考21とし、備考19を備考20とし、備考18を備考19とし、備考17を備考18とし、備考16を備考17とし、備考15を備考16とし、備考14を備考15とし、備考13を備考14とし、備考12を備考13とし、備考11を備考12とし、備考10を備考11とし、備考9を備考10とし、備考8を備考9とし、備考7を備考8とし、備考6を備考7とし、備考5の次に次のように加える。

6 高知県立療育福祉センター医療部、リハビリテーション部、看護部、通園事業部及び発達障害者支援センターに属する職員（当該医療部長、リハビリテーション部長、看護部長、通園事業部長及び発達障害者支援センター所長を除く。）に係る11から15まで及び17から19までの事項については、当該医療部長、リハビリテーション部長、看護部長、通園事業部長及び発達障害者支援センター所長がそれぞれ専決するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。